

## 平成 17 年度の取組結果の全体総括

## 1 具体的な方策ごとの取組結果内訳一覧

基本 項目	具体的方策	所管 件数	(取組結果の内訳)			
			達成	一部達成	未達成	その他
市民との協働によるまちづくり	<b>市民との役割分担の再構築</b>	<b>27</b>	<b>15</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
	総務部	3	3	0	0	0
	財務部	2	2	0	0	0
	企画・地域振興部	11	3	0	3	5
	市民生活部	2	0	0	1	1
	都市整備部	2	1	0	1	0
	産業観光部	1	1	0	0	0
	農林水産部	2	2	0	0	0
	健康福祉部	1	1	0	0	0
	教育委員会	3	2	0	1	0
	<b>双方向からの情報の受発信による 公平・公正・透明な行政運営</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>3</b>
総務部	17	13	0	2	2	
企画・地域振興部	3	2	0	0	1	
<b>市民の視点に立ったサービスの改善</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
総務部	7	7	0	0	0	
市民生活部	4	4	0	0	0	
財政の健全化	<b>計画的な財政運営</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
	総務部	3	1	2	0	0
	財務部	6	5	0	1	0
	<b>自主財源の確保</b>	<b>14</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
	総務部	4	4	0	0	0
	財務部	3	3	0	0	0
	企画・地域振興部	3	0	0	1	2
	都市整備部	1	0	1	0	0
	産業観光部	3	0	2	1	0
	<b>事務事業の見直し</b>	<b>10</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>1</b>
総務部	9	2	2	4	1	
企画・地域振興部	1	0	0	1	0	
組織機構の適正化 と職員の能力開発	<b>柔軟で機動的な組織づくり</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
	総務部	3	3	0	0	0
	市民生活部防災局	3	3	0	0	0
	<b>定員管理と給与の適正化</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
	総務部	6	5	1	0	0
<b>職員の能力開発</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	
総務部	3	2	0	1	0	
計	<b>件数</b>	<b>106</b>	<b>69</b>	<b>8</b>	<b>17</b>	<b>12</b>
	<b>割合</b>	-	<b>65.1%</b>	<b>7.6%</b>	<b>16.0%</b>	<b>11.3%</b>

## 【達成状況の区分】

- ・達成…平成 17 年度目標に到達した。
- ・一部達成…平成 17 年度目標のうち、一部の目標に到達した。
- ・未達成…平成 17 年度目標に到達しなかった。
- ・その他…平成 17 年度目標が不明確だったため、到達状況の測定が困難 など。

## 2 取組み経過

市の行政改革の取組に市民の声を反映するため、行革市民会議を設置した。行革市民会議からは、市の行政改革の進捗評価や計画の見直しに対する意見をいただくこととし、第2次行政改革大綱に基づく平成16年度の取組み結果を報告したところ、「目的や目標があいまいであり、成果の評価ができない」との指摘があった。

この指摘を受け、平成17年度において、7月から9月にかけて所管課と行革推進課が度重なる協議を行いながら、具体的な取組事項ごとに年度目標の設定に努めたところである。

しかしながら、1年が終了し、取組み結果を評価する段階になって改めて目標を見詰めなおすと、いまだ期待される成果の具体的なイメージが困難なレベルに止まっている状態にある。

## 3 取組み結果の総括

### (1) 具体的な取組事項に関する総括

17年度の目標を踏まえ、「目標に対する到達状況」という視点で評価した結果、達成割合は、「達成」と「一部達成」を合わせると全体の72.7%となった。これは、平成16年度の87.1%と比較すると14.4ポイントの低下となるものの、全体の7割程度が達成できたことから、具体的な取組事項自体は、一定の前進はあったと考える。

しかしながら、「2 取組み経過」に示したとおり、設定した目標自体にあいまいな部分があったことから、真の成果がどの程度あったのか、という点については、客観的な測定が困難である。

#### 達成割合が下がった主な要因

- ①16年度は、「実施したか否か」で達成・未達成を判断したが、17年度は、設定した目標に対してどこまで到達したか、という成果重視の視点で厳格に評価したため。
- ②具体的な年度目標の設定が高すぎたが、あるいは、測定しにくいものがあったことから、結果として達成できなかったものがあったこと。
- ③事務局である行革推進課が第3次行政改革大綱及び推進計画の策定を並行して進めた結果、第2次行政改革大綱の取組みが不十分となってしまったこと。

### (2) 3つの基本項目に関する総括

個々の取組事項を束ねる基本項目として掲げた、「市民との協働によるまちづくり」「財政の健全化」「組織機構の適正化と職員の能力開発」の3つについては、将来的にどのような方向に進もうとしているのか、という方向性は示していたものの、「何のために行うのか」「何をいつまでにどのような状態にするのか」といった目的や目標を具体的に設定していなかった。

成果は、到達目標が明確にされて初めて測定できるという点では、第2次行革大綱での取組みは測定が困難な状態にあるが、個々の取組事項の結果を踏まえると、全体的に以下のように推測できるのではないかと考える。

#### 【基本項目1：市民との協働によるまちづくり】

市民本位のまちづくりを目指し、市民の市政への参加を促すため、まずは、市政情報の公開や提供、あるいは、市民が意見等を述べる環境が必要と考え、市政情報コーナーやホームページ、広報紙などの充実、各種会議の公開などのほか、パブリックコメントやオンブズパーソン制度などを運用したことから、市民が市政に参加するための基盤は整備したと考える。

また、市が担ってきた公共サービスを市以外の様々な主体に委ねることを重点に、市民プラザ、リージョンプラザ上越、上越文化会館など、37 施設に指定管理者制度を導入したことから、市が提供してきた公共サービスの担い手の多様化という観点からすれば、進展があったのではないかと考えるが、一方、指定管理者制度を導入した真のねらいである経費削減とサービスの質の向上が果たされるかどうかは、今後、中期的な視点で検証していく必要がある。

#### 【基本項目 2：財政の健全化】

経常収支比率は 17 年度目標に設定した 91.2%を超える見込みだが、起債制限比率及び財政調整基金については、17 年度目標を達成する見込みである。経常収支比率の増加は退職手当組合への精算金が主な要因であり、それを除けば目標を達成している。

また、土地開発公社からの土地の再取得も計画どおり進めた。17 年度は豪雨災害や豪雪災害があり、財政調整基金を予定より多く取り崩すこととなったが、残高は標準財政規模の 5%を確保できている。さらに、一般会計における市債残高も約 23 億円削減できた。

しかしながら、17 年度末の一般会計の市債残高は約 1,121 億円と引き続き多い状態にあり、また、財政調整基金残高も 18 年度末には標準財政規模の 5%を確保できる見込みであるものの、決して万全ではないことから、引き続き財政健全化に取り組む必要がある。

#### 【基本項目 3：組織機構の適正化と職員の能力開発】

合併に伴い、総合事務所にグループ制を導入し、少人数での効率的な業務執行が図られたり、特例市移行などの新たな課題に対応する部署を設置したりするなどのほか、職員数を 17 年度当初の 2,361 人から 2,317 人にまで削減するなど、組織機構については適正化を進めたと考える。

職員の能力開発については、研修や人事考課制度を継続するなどの取組みを進めたが、全体的に見れば、職員個々の能力が上がったかどうかの判断は困難。

### 4 第 3 次行政改革大綱への反映

第 2 次行政改革大綱の全体構成や個々の取組事項全般に共通した課題であった「目的や目標のあいまいさ」を踏まえ、行革市民会議での審議を経て、第 3 次行政改革大綱を策定した。

第 3 次行政改革大綱には、第 2 次行政改革大綱に掲げた 3 つの柱のうち、「市民との協働によるまちづくり」に関する取組み以外は、形は変わりながらも引き継がれており、今後、取組みを一層推進することで、財政の健全化や行政運営体制の整備を目指す。

なお、「市民との協働によるまちづくり」に関する取組みについては、第 3 次行政改革大綱が、即効性と実効性が見込まれる行政内部の改革に焦点を絞ったことから取組みに掲げなかったが、今後も引き続き推進していく。